

建設工事一般競争入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡山県が発注する建設工事の一般競争入札について、調査審議を行うため、建設工事一般競争入札調査委員会（以下「入札調査委員会」という。）を設置する。

2 入札調査委員会の名称等は、別表第1のとおりとする。

(所掌事項)

第2条 入札調査委員会は、岡山県工事執行規則（昭和44年岡山県規則第61号）に定める工事（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける建設工事に限る。）の請負契約に係る一般競争入札に関して、次の事項を調査審議する。

(1) 入札参加資格及び入札の公告内容等

(2) 入札参加資格の審査、確認及び入札不調後の取扱い

(3) 低入札価格調査（岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に基づく低入札価格調査）に基づく処理方針の決定

(組織)

第3条 入札調査委員会は、別表第2に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 委員長は、入札調査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

3 委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(会議)

第5条 入札調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 入札調査委員会は、委員長及び委員（前条第3項の規定により代理出席した者を含む。第7条において同じ。）の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

3 入札調査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 入札調査委員会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第6条 委員長は、入札調査委員会を招集するいとまのないときは、前条の規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

2 前項の規定により議決した案件については、委員長は次の入札調査委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員長及び委員は、入札調査委員会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 入札調査委員会の庶務は、別表第1に掲げる庶務担当課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、入札調査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第1条、第8条関係）

名 称	設置する事務所等	庶務担当課
岡山県建設工事一般競争入札調査委員会	本庁	技術管理課
県民局建設工事一般競争入札調査委員会	各県民局	総務課
県民局出先事務所建設工事一般競争入札調査委員会	水島港湾事務所	総務課
出先事務所建設工事一般競争入札調査委員会	その他出先事務所	総務担当

別表第2（第3条関係）

名 称	委員長	委 員
岡山県建設工事一般競争入札調査委員会	土木部長	農林水産部 部長、次長、食農政策企画監、参与（農業土木総括担当）、農政企画課長、参事（農林技術担当）
		土木部 都市局長、次長、技術総括監、監理課長、技術管理課長
県民局建設工事一般競争入札調査委員会	局長	地域政策部長、農林水産事業部長、建設部長、担当出先事務所長、その他局長が指名する者
県民局出先事務所建設工事一般競争入札調査委員会	所長	次長、参事（検査担当）、各課長
出先事務所建設工事一般競争入札調査委員会	所長等	次長、各課長、その他所長が指名する者